

第6回(平成22年度) 特別研修のお知らせ(予告)

このご案内は、本誌6月号巻頭に掲載予定の「第6回(平成22年度)特別研修の受講のご案内」の予告です。申込方法等の詳細は、本誌6月号(6月15日発行予定)をご覧ください。(6月中旬ごろ、連合会ホームページでも公表する予定です。)

特別研修は、社会保険労務士法(以下「法」という。)第13条の3に規定する紛争解決手続代理業務を行うために必要な学識及び実務能力に関する研修(いわゆる能力担保研修)です。この特別研修を修了した社会保険労務士は、厚生労働大臣が行う紛争解決手続代理業務試験(以下「代理業務試験」という。)を受験することができます。この代理業務試験に合格し、社会保険労務士名簿に合格した旨の付記を受ければ、法に基づき、特定社会保険労務士として、法第2条第1項第1号の4から第1号の6までに掲げる紛争解決手続代理業務を行うことができます。

第6回(平成22年度)特別研修の概要

【研修のカリキュラム】(総時間数:63.5時間)

1. 中央発信講義(30.5時間)

個別労働関係紛争に関する法令及び実務に関する研修として、憲法を基本とする法の体系の中で、個別労働関係法の制度及び理論を理解させ、また、個別労働関係紛争解決手続代理人としての倫理を確立させるため、以下の科目について講義を行います。(科目の名称は予定です。)

講義の内容は全国同一のものとするため、ビデオを視聴する形式で行います。

講師は、学識経験者及び弁護士等です。

【科目】

- (1) 特定社会保険労務士の果たす役割と職責(0.5時間)
- (2) 専門家の責任と倫理(3時間)
- (3) 憲法(基本的人権に係るもの)(3時間)
- (4) 民法(契約法、不法行為法の基本原則に係るもの)(6時間)
- (5) 労使関係法(3時間)
- (6) 労働契約・労働条件(8時間)
 - ① 労働契約総論(3時間)
 - ② 賃金体系と労働条件の変更(2.5時間)
 - ③ 労働時間・割増賃金等と健康上の安全配慮義務(2.5時間)

- (7) 個別労働関係法制に関する専門知識(5時間)

- ① 退職、解雇、雇止め等雇用終了の問題(2.5時間)
- ② 男女均等、セクシュアルハラスメント、非正規雇用の問題(2.5時間)

- (8) 個別労働関係紛争解決制度(2時間)

2. グループ研修(18時間)

個別労働関係紛争における書面(申請書及び答弁書)の作成に関する研修として、受講者が10人程度のグループを構成し、特定社会保険労務士がリーダーとなり、ゼミナールで行うケース・スタディーに関する申請書や答弁書の起案等をグループにより行います。

3. ゼミナール(15時間)

個別労働関係紛争の解決のための手続に関する研修として、紛争解決手続代理業務を行う上での実践的な能力を涵養することを目的として、ケース・スタディーを中心に申請書及び答弁書の検討、争点整理、和解交渉の技術及び代理人の権限と倫理等についてロールプレイ等の手法を取り入れて行います。

原則として受講者50人を1クラスとして、講師による講評並びに双方向の講義を行います。

講師は、弁護士です。

【研修の日程等】

1. 中央発信講義及びグループ研修

【開催期間】平成22年9月23日(木)～10月30日(土)

【開催地】上記期間内に、47都道府県社会保険労務士会(以下「都道府県会」という。)において実施することとなっており、日程及び時間等は都道府県会により異なります。

※ 中央発信講義及びグループ研修は、受講者が所属する都道府県会(以下「所属会」という。)が実施する研修を受講していただきます。(所属会以外の研修を受講することはできません。)

※ 都道府県会で実施する研修の日程、時間及び会場等は、現在、都道府県会において調整中です。日程、時間及び会場等についての電話等による照会には応じられませんので、あらかじめご了承ください。

なお、具体的な日程等は確定後に公表する予定です。

2. ゼミナール

【開催日】平成22年11月5日(金)10時～17時

11月6日(土)10時～17時

11月20日(土)10時～13時

【開催地】全国主要12都市(予定)

札幌、仙台、さいたま、千葉、東京、横浜、名古屋、京都、大阪、神戸、広島、福岡

※ ゼミナールは、所属会が属する地域の地域協議会の会場で受講していただきます。

なお、受講会場を指定することはできません。

※ 会場は現在調整中です。電話等による照会には応じられませんので、あらかじめご了承ください。おって、会場は確定後に公表する予定です。

※ ゼミナール(代理業務試験を含む)は、現在12都市で実施しておりますが、第7回(平成23年度)以降は、変更する場合があります。

【研修の修了】

特別研修を修了するには、研修の全日程に出席して、すべてのカリキュラムを受講し、かつ、起案等の必要とされる課題すべてを定められた期日までに提出することが必要となります。

【研修修了にかかる重要事項】

※ 各講義に15分以上遅刻した場合は出席と認めません。原則として中座は認めません。

また、早退した場合は出席と認めません。

※ 研修会場の所定の受付場所にて受付を行わなかった場合は欠席とみなします。

【受講対象者】

都道府県社会保険労務士会の会員(社会保険労務士)であって、特別研修を修了していない者。

(特別研修をすでに修了した方は受講対象となりませんが、聴講制度を実施する予定です。詳細は6月号にてご案内いたします。)

【募集人数】

1,000人

【受講申込の受付期間(予定)】

平成22年6月21日(月)～7月9日(金)

(当日の消印有効、期限厳守)

【受講料】

85,000円

(テキスト代金を含む。参考図書等の代金は除く)

第6回(平成22年度)特別研修 お問い合わせ先

全国社会保険労務士会連合会 試験センター

TEL 03-3231-7061

(受付時間:平日9:30～17:30)

◆紛争解決手続代理業務試験

特別研修を修了した社会保険労務士は、社会保険労務士法第13条の3の規定に基づき、厚生労働大臣が行う紛争解決手続代理業務試験を受験することができます。

なお、第6回(平成22年度)紛争解決手続代理業務試験の詳細につきましては、9月下旬に公表される予定です。

◆紛争解決手続代理業務とは

紛争解決手続代理業務(以下「代理業務」という。)とは、次の業務をいいます。

- ①都道府県労働局における個別労働関係紛争のあっせんの手続等の代理
- ②都道府県労働委員会における個別労働関係紛争のあっせんの手続等の代理

③都道府県労働局における男女雇用機会均等法の調停の手続等の代理

④都道府県労働局における育児介護休業法の調停の手続等の代理

⑤都道府県労働局におけるパート労働法の調停の手続等の代理

⑥個別労働関係紛争について厚生労働大臣が指定する団体が行う裁判外紛争解決手続における当事者の代理

代理業務には、依頼者の紛争の相手方との和解のための交渉及び和解契約の締結の代理を含みます。この代理業務は、代理業務試験に合格し、社会保険労務士名簿にその旨の付記を受けた特定社会保険労務士に限り行うことができます。